

特定非営利活動法人適正映像事業者連合会
定款

特定非営利活動法人適正映像事業者連合会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人適正映像事業者連合会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区新宿一丁目30番11号 ビル・プランタン3Fに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、知的財産保護に関わる事業、知的財産振興や啓蒙活動に関わる事業等、知的財産に関する認識を深めてもらう活動を行い、また映像の制作等に携わる者に対して、映像等の著作物に対しての倫理基準の策定及びその啓発に関わる事業、表現の自由を護る作品の第三者的自主審査及び倫理基準に適合する映像等の著作物の認定に関わる事業、制作環境のルール整備、事業者の育成、性感染症予防の普及啓発、その他各種情報の共有と提供に関わる事業等、遵法と倫理を旨とした適正な作品制作と公表の実現から事業者の発展と活性化を目指した活動を行い、知的財産の保護と映像文化の振興を図るとともに、青少年の健全育成と善良かつ健全な社会風俗の育成に努め、広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 消費者の保護を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 知的財産の保護及び振興並びに啓蒙活動に関わる事業
 - ② 知的財産保護のための告訴告発並びに損害賠償請求等の法的措置のための無料での支援に関わる事業
 - ③ 無許諾複製著作物等の排除のための監視活動に関わる事業
 - ④ 映像等の著作物に対しての倫理基準の策定及びその啓発に関わる事業
 - ⑤ 作品の倫理上の審査及び倫理基準に適合する映像等の著作物の認定、審査済証票等の証明に関わる事業

- ⑥ 映像制作、著作物、映像公開などに係わる紛争についての相談、支援及び仲裁に関わる事業
- ⑦ 作品制作に関わる法令、政策、制度等の調査、研究、情報の収集、提供及び提言に関わる事業
- ⑧ 作品制作から公表における適正な事業環境を整備するための規則の策定に関わる事業
- ⑨ 映像作品の出演者への性感染症予防の普及及び啓発活動、その他予防支援に関わる事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとし、理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事会は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- (3) この法人の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) この法人の事業の利用について、不正な行為をしたとき。
- (5) 反社会的勢力への関与、犯罪、その他当法人の信用を失う行為をしたとき。
- (6) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 役員は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(諮問委員、顧問、相談役及び参与)

第 20 条 この法人に、諮問委員、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 諮問委員は学識経験者から理事会が選任し、理事長が委嘱する。この法人の倫理規定、審査基準等の諮問に答える。この場合、理事会は諮問委員会の決定を遵守するものとする。

3 顧問、相談役及び参与は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、それぞれ理事会が選任し、理事長が委嘱する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) その他理事会が総会に付議した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の作成並びにその変更
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員職務
- (4) 役員報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 会員の除名
- (7) 借入金その他新たな義務の負担
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 事業報告及び収支決算の承認
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 総会に付議すべき事項
- (12) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (13) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、当該事業年度終了後の理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうちから理事会において選定したものに帰属する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第10章 事務局、審査部、委員会の設置等

(事務局の設置等)

第56条 この法人に、事務業務を処理するため、事務局を設置し、事務局長その他の事務局職員を置く。

2 事務局長及びその他職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

(審査部の設置等)

第57条 この法人に、会員が制作した映像ソフトなどの作品に対する倫理上の審査業務を処理するため、審査部を設置し、審査部長その他の審査職員を置く。

2 審査部長及びその他職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 審査部には、審査業務の検証などを担う、審査検証役を置くことができる。審査検証役は、経験に富む外部識者から理事会が選任し、理事長が委嘱する。

(委員会の設置等)

第58条 この法人は、審査業務の執行に関し、委員会を設置することができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、理事会で定める。

3 外部有識者の委員で構成される審査検証第三者委員会を設置することができる。審査検証第三者委員は外部有識者から理事会が選任し、理事長が委嘱する。理事会は、この委員会からの決定を遵守するものとする。

第 11 章 雑則

(細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	箱崎 泰
副理事長	坂尻 壽男
理事	瀬谷 慎
理事	多治見 栄一
理事	西村 忠治
理事	清家 春夫
理事	久保田 光
理事	池永 祐児
理事	綾部 雄一
理事	川邊 芳樹
監事	島崎 啓之

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 23 年 12 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人	一口あたり 10,000 円	団体	一口あたり 100,000 円
賛助会員	個人	一口あたり 5,000 円	団体	一口あたり 10,000 円

(2) 年会費

正会員	個人	一口あたり 3,000 円	団体	一口あたり 10,000 円
賛助会員	個人	一口あたり 1,000 円	団体	一口あたり 3,000 円

附 則

- 1 この定款は、平成 25 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 30 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和6年度 事業計画書

特定非営利活動法人適正映像事業者連合会

1 事業実施の方針

令和6年度は、新体制の整備と関係団体への広報活動を行いつつ、特に映像作品制作に関わる方々に対して定款第5条に掲げる各事業を実施し、知的財産の保護と映像文化の振興を図るとともに、青少年の健全育成と善良かつ健全な社会風俗の育成に努め、広く公益に寄与して参ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【88,092】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
① 知的財産の保護及び振興並びに啓蒙活動に関わる事業	知的財産保護及び振興を目的とした海外警察との意見交換、内部会議の実施 ホームページ、ポスター、PR映像、テロップなどにより、知的財産の振興及び新法などの情報の提供	通年	日本 台湾 韓国	15人	映像作品制作に関わる個人、団体	300団体、 1万人	5,300
② 知的財産の保護のための発覚及び損害賠償のための支援に関する事業	著作権違反に係る告訴に係る活動及び弁護士等と連携しての、損害賠償請求等の法的措置のための無料での支援活動及び相談の受付	通年	法人事務所	5人	映像作品制作に関わる個人、団体	300団体、 1万人	0
③ 無許諾複製等の活動に関する事業	インターネット及び街頭において無許諾複製著作物の監視・調査活動	通年	全国	10人	映像作品制作に関わる個人、団体	300団体、 1万人	80,992
④ 映像物倫理基準の策定に関する事業	映像制作会社や映像販売会社等への映像倫理基準の策定、啓発	通年	法人事務所	1人	映像作品制作に関わる個人、団体	300団体、 1万人	0

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人適正映像事業者連合会

1 事業実施の方針

令和7年度は、特に映像作品制作に関わる方々に対して定款第5条に掲げる各事業を実施し、知的財産の保護と映像文化の振興を図るとともに、青少年の健全育成と善良かつ健全な社会風俗の育成に努め、広く公益に寄与して参ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【88,092】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
① 知的財産の保護及び振興並びに啓蒙活動に関わる事業	知的財産保護及び振興を目的とした海外警察との意見交換、内部会議の実施 ホームページ、ポスター、PR映像、テロップなどにより、知的財産の振興及び新法などの情報の提供	通年	日本 台湾 韓国	15人	映像作品制作に関わる個人、団体	300団体、 1万人	5,300
② 知的財産の保護のための啓蒙活動及び損害賠償請求のための啓蒙活動	著作権違反に係る告訴に係る活動及び弁護士等の専門家と連携しての、損害賠償請求等の法的措置のための無料での支援活動及び相談の受付	通年	法人事務所	5人	映像作品制作に関わる個人、団体	300団体、 1万人	0
③ 無許諾複製の防止に関する活動	インターネット及び街頭において無許諾複製著作物の監視・調査活動	通年	全国	10人	映像作品制作に関わる個人、団体	300団体、 1万人	80,992
④ 映像倫理に関する活動	映像制作会社や映像販売物策定、啓発	通年	法人事務所	1人	映像作品制作に関わる個人、団体	300団体、 1万人	0

<p>⑤ 作品の倫理基準を定める等に関する事業</p>	<p>映像等の著作物に対しての倫理基準適合審査、認定、審査済証票の配布</p>	<p>随時</p>	<p>法人事務所</p>	<p>3人</p>	<p>映像作品制作に関わる団体</p>	<p>300団体、1万人</p>	<p>260</p>
<p>⑥ 映像制作、著作物、映倫関係の支え、紛争の仲裁、著作権の侵害に関する事業</p>	<p>海賊版ソフト撲滅に向けた紛争仲裁、警察との連携活動</p>	<p>随時</p>	<p>日本台湾韓国</p>	<p>5人</p>	<p>映像作品制作に関わる個人、団体</p>	<p>300団体、1万人</p>	<p>460</p>
<p>⑦ 作品制作に関する法令等の調査、研究、提言</p>	<p>作品制作に関する新法令、政策、制度等の調査、弁護士など専門家を交えた協議研究、ホームページ上の情報提供及び提言</p>	<p>年1回</p>	<p>法人事務所</p>	<p>5人</p>	<p>映像作品制作に関わる個人、団体</p>	<p>300団体、1万人</p>	<p>460</p>
<p>⑧ 作品制作から公表までの環境を整備するための事業</p>	<p>作品制作から公表における適正な事業環境を整備に向けた調査、弁護士など専門家を交えた協議 作品制作から公表における適正な事業環境を整備するための規則の策定</p>	<p>月1回</p>	<p>法人事務所</p>	<p>5人</p>	<p>映像作品制作に関わる個人、団体</p>	<p>300団体、1万人</p>	<p>460</p>
<p>⑨ 映像作品の出演者への啓発、支援、防犯に関する事業</p>	<p>映像作品の出演者や出演予定の方々への性感染症予防の意識改善のための定期的な調査 関連団体へのリーフレット配布 医療機関への積極的な受診を促進するための資料配布など</p>	<p>月1回</p>	<p>全国</p>	<p>5人</p>	<p>映像作品制作に関わる個人、団体</p>	<p>300団体、1万人</p>	<p>160</p>

令和6年度 活動予算書

令和6年1月1日から令和6年12月31日まで

特定非営利活動法人適正映像事業者連合会
(単位：円)

科 目		金額	
I	経常収益		
1	会費		
	受取会費	22,000,000	22,000,000
2	事業収益		
	知的財産の保護及び振興並びに 啓蒙活動に関わる事業収益	82,000,000	82,000,000
3	雑収益		
	受取利息	30,000	30,000
	経常収益合計		104,030,000
II	経常費用		
1	事業費		
(1)	人件費		
	給与手当	53,000,000	
	通勤費	5,300,000	
	法定福利費	8,480,000	
	福利厚生費	212,000	
	人件費計	66,992,000	
(2)	その他経費		
	審査関連費	100,000	
	台湾正規流通費	10,000,000	
	海賊版対策費	4,000,000	
	諸謝金	2,300,000	
	諸会費	3,000,000	
	外部顧問費	1,200,000	
	会議費	300,000	
	広告宣伝費	200,000	
	その他経費計	21,100,000	
	事業費計		88,092,000
2	管理費		
(1)	人件費		
	役員報酬	1,200,000	
	法定福利費	192,000	
	人件費計	1,392,000	
(2)	その他経費		
	会議費	36,000	
	旅費交通費	240,000	
	通信運搬費	1,200,000	
	事務費	240,000	
	消耗品費	300,000	
	新聞図書費	15,000	
	水道光熱費	660,000	
	地代家賃	5,280,000	
	広告宣伝費	50,000	
	保険料	558,000	
	リース料	290,000	
	慶弔費	50,000	
	租税公課	4,000,000	
	支払手数料	500,000	
	中退金	600,000	
	雑費	50,000	
	減価償却費	322,920	
	その他経費計	14,391,920	
	管理費計		15,783,920
	経常費用計		103,875,920
	税引前当期正味財産増減額		154,080

法人税、住民税及び事業税		70,000
当期正味財産増減額		84,080
前期繰越正味財産額		91,644,833
次期繰越正味財産額		91,728,913

令和6年度 活動予算書注記

特定非営利活動法人適正映像事業者連合会

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	① 知的財産の保護及び振興並びに啓蒙活動に関わる事業	② 知的財産保護のための告訴告発並びに損害賠償請求等の法的措置のための無料での支援に関わる事業	③ 無許複製著作物等の排除のための監視活動に関わる事業	④ 映像等の著作物に対するの倫理基準の策定及びその啓発に関わる事業	⑤ 作品の倫理上の審査及び倫理基準に適合する映像等の著作物の認定、審査済証票等の証明に関わる事業	⑥ 映像制作、著作物、映像公開などに係る紛争についての相談、支援及び仲裁に関わる事業	⑦ 作品制作に関わる法令、政策、制度等の調査、研究、情報の収集、提供及び提言に関わる事業	⑧ 作品制作から公表における適正な事業環境を整備するための規則の策定に関わる事業	⑨ 映像作品の出演者への性感染症予防の普及及び啓発活動、その他予防支援に関わる事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益												
1. 受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,000,000	22,000,000
2. 事業収益	82,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	82,000,000	0	82,000,000
3. 雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,000	30,000
経常収益計	82,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	82,000,000	22,030,000	104,030,000
II 経常費用												
(1) 人件費												
給料手当	0	0	53,000,000	0	0	0	0	0	0	53,000,000	0	53,000,000
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200,000	1,200,000
通勤費	0	0	5,300,000	0	0	0	0	0	0	5,300,000	0	5,300,000
法定福利費	0	0	8,480,000	0	0	0	0	0	0	8,480,000	192,000	8,672,000
福利厚生費	0	0	212,000	0	0	0	0	0	0	212,000	0	212,000
人件費計	0	0	66,992,000	0	0	0	0	0	0	66,992,000	1,392,000	68,384,000
(2) その他経費												
審査関連費	0	0	0	0	100,000	0	0	0	0	100,000	0	100,000
監視調査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
台湾正規流通費	0	0	10,000,000	0	0	0	0	0	0	10,000,000	0	10,000,000
海賊版対策費	0	0	4,000,000	0	0	0	0	0	0	4,000,000	0	4,000,000
諸謝金	2,300,000	0	0	0	0	0	0	0	0	2,300,000	0	2,300,000
諸会費	3,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000,000	0	3,000,000
外部顧問料	0	0	0	0	0	400,000	400,000	400,000	0	1,200,000	0	1,200,000
会議費	0	0	0	0	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	300,000	36,000	336,000
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240,000	240,000
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200,000	1,200,000
事務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240,000	240,000
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300,000	300,000
新聞図書費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	660,000	660,000
地代家賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,280,000	5,280,000
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	0	200,000	200,000	50,000	250,000
保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	558,000	558,000
リース料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	290,000	290,000
慶弔費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000,000	4,000,000
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500,000	500,000
中退金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600,000	600,000
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	322,920	322,920
その他経費計	5,300,000	0	14,000,000	0	160,000	460,000	460,000	460,000	260,000	21,100,000	14,391,920	35,491,920
経常費用計	5,300,000	0	80,992,000	0	160,000	460,000	460,000	460,000	260,000	88,092,000	15,783,920	103,875,920
当期経常増減額	76,700,000	0	-80,992,000	0	-160,000	-460,000	-460,000	-460,000	-260,000	-6,092,000	6,246,080	154,080

令和7年度 活動予算書

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

特定非営利活動法人適正映像事業者連合会
(単位：円)

科 目	金額	
I 経常収益		
1 会費		
受取会費	22,000,000	22,000,000
2 事業収益		
知的財産の保護及び振興並びに 啓蒙活動に関わる事業収益	82,000,000	82,000,000
3 雑収益		
受取利息	30,000	30,000
経常収益合計		104,030,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	53,000,000	
通勤費	5,300,000	
法定福利費	8,480,000	
福利厚生費	212,000	
人件費計	66,992,000	
(2) その他経費		
審査関連費	200,000	
台湾正規流通費	10,000,000	
海賊版対策費	4,000,000	
諸謝金	2,300,000	
諸会費	3,000,000	
外部顧問費	1,200,000	
会議費	300,000	
広告宣伝費	100,000	
その他経費計	21,100,000	
事業費計		88,092,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	1,200,000	
法定福利費	192,000	
人件費計	1,392,000	
(2) その他経費		
会議費	36,000	
旅費交通費	240,000	
通信運搬費	1,200,000	
事務費	240,000	
消耗品費	300,000	
新聞図書費	15,000	
水道光熱費	660,000	
地代家賃	5,280,000	
広告宣伝費	50,000	
保険料	558,000	
リース料	290,000	
慶弔費	50,000	
租税公課	4,000,000	
支払手数料	500,000	
中退金	600,000	
雑費	50,000	
減価償却費	322,920	
その他経費計	14,391,920	
管理費計		15,783,920
経常費用計		103,875,920
税引前当期正味財産増減額		154,080

法人税、住民税及び事業税		70,000
当期正味財産増減額		84,080
前期繰越正味財産額		91,728,913
次期繰越正味財産額		91,812,993

令和7年度 活動予算書注記

特定非営利活動法人適正映像事業者連合会

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	① 知的財産の保護及び振興並びに啓蒙活動に関わる事業	② 知的財産保護のための告訴発覚並びに損害賠償請求等の法的措置のための無料での支援に関わる事業	③ 無許複製著作物等の排除のための監視活動に関わる事業	④ 映像等の著作物に対するの倫理基準の策定及びその啓発に関わる事業	⑤ 作品の倫理上の審査及び倫理基準に適合する映像等の著作物の認定、審査済証等の証明に関わる事業	⑥ 映像制作、著作物、映像公開などに係る紛争についての相談、支援及び仲裁に関わる事業	⑦ 作品制作に関わる法令、政策、制度等の調査、研究、情報の収集、提供及び提言に関わる事業	⑧ 作品制作から公表における適正な事業環境を整備するための規則の策定に関わる事業	⑨ 映像作品の出演者への性感染症予防の普及及び啓発活動、その他子防支援に関わる事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益												
1. 受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,000,000	22,000,000
2. 事業収益	82,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	82,000,000	0	82,000,000
3. 雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,000	30,000
経常収益計	82,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	82,000,000	22,030,000	104,030,000
II 経常費用												
(1) 人件費												
給料手当	0	0	53,000,000	0	0	0	0	0	0	53,000,000	0	53,000,000
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200,000	1,200,000
通勤費	0	0	5,300,000	0	0	0	0	0	0	5,300,000	0	5,300,000
法定福利費	0	0	8,480,000	0	0	0	0	0	0	8,480,000	192,000	8,672,000
福利厚生費	0	0	212,000	0	0	0	0	0	0	212,000	0	212,000
人件費計	0	0	66,992,000	0	0	0	0	0	0	66,992,000	1,392,000	68,384,000
(2) その他経費												
審査関連費	0	0	0	0	200,000	0	0	0	0	200,000	0	200,000
監視調査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
台湾正規流通費	0	0	10,000,000	0	0	0	0	0	0	10,000,000	0	10,000,000
海賊版対策費	0	0	4,000,000	0	0	0	0	0	0	4,000,000	0	4,000,000
諸謝金	2,300,000	0	0	0	0	0	0	0	0	2,300,000	0	2,300,000
諸会費	3,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000,000	0	3,000,000
外部顧問料	0	0	0	0	0	400,000	400,000	400,000	0	1,200,000	0	1,200,000
会議費	0	0	0	0	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	300,000	36,000	336,000
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240,000	240,000
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200,000	1,200,000
事務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240,000	240,000
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300,000	300,000
新聞図書費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	660,000	660,000
地代家賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,280,000	5,280,000
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000	100,000	50,000	150,000
保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	558,000	558,000
リース料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	290,000	290,000
慶弔費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000,000	4,000,000
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500,000	500,000
中退金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600,000	600,000
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	322,920	322,920
その他経費計	5,300,000	0	14,000,000	0	260,000	460,000	460,000	460,000	160,000	21,100,000	14,391,920	35,491,920
経常費用計	5,300,000	0	80,992,000	0	260,000	460,000	460,000	460,000	160,000	88,092,000	15,783,920	103,875,920
当期経常増減額	76,700,000	0	-80,992,000	0	-260,000	-460,000	-460,000	-460,000	-160,000	-6,092,000	6,246,080	154,080